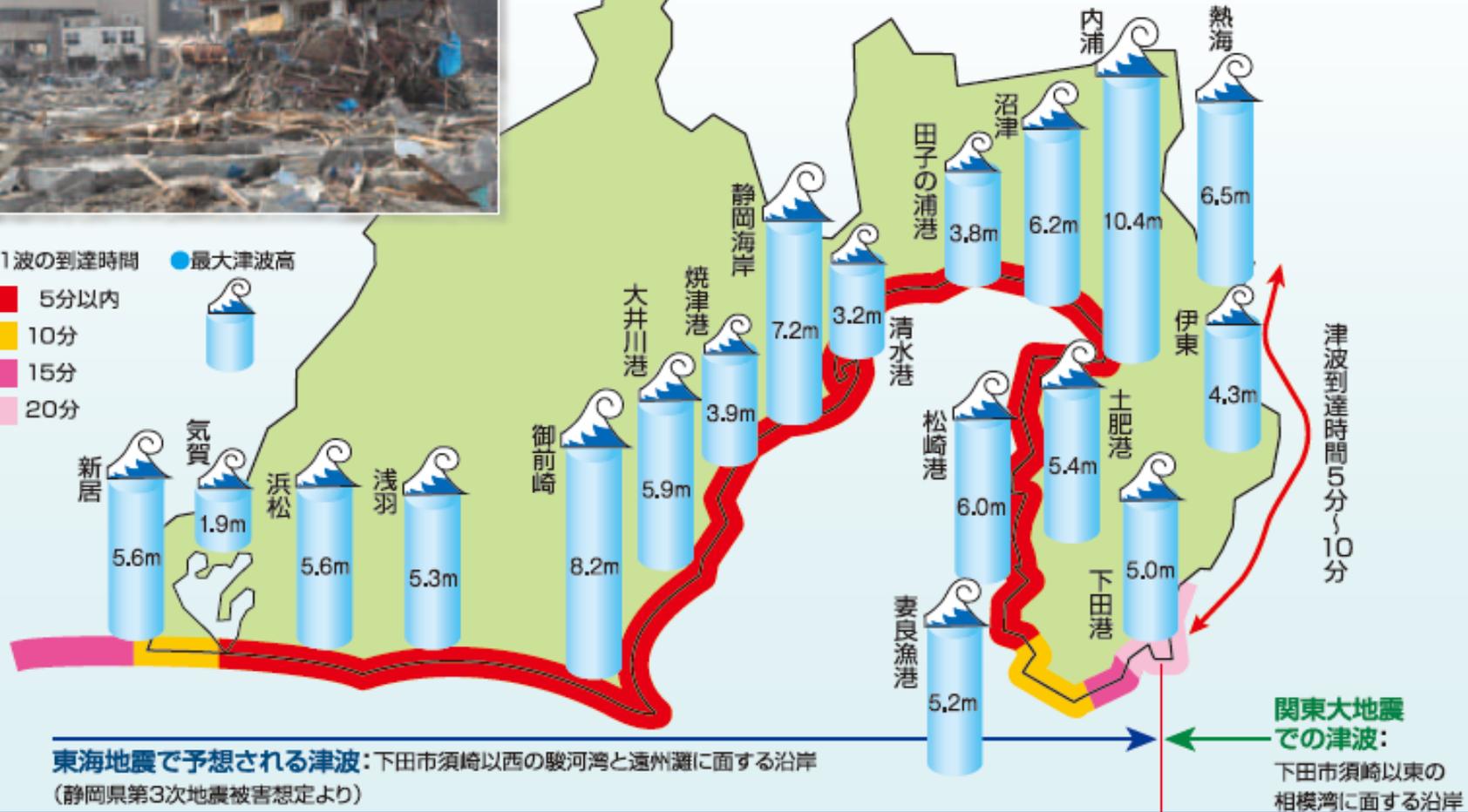


静岡県の津波想定



面積	7,780.42Km ² (H22. 10. 1)
人口	3,765千人 (H22. 10. 1)
県民所得	122,169億円 (H20年度)
製造品出荷額	150,509億円 (H21. 12. 31)
高齢化率	23.3% (H23. 4. 1)

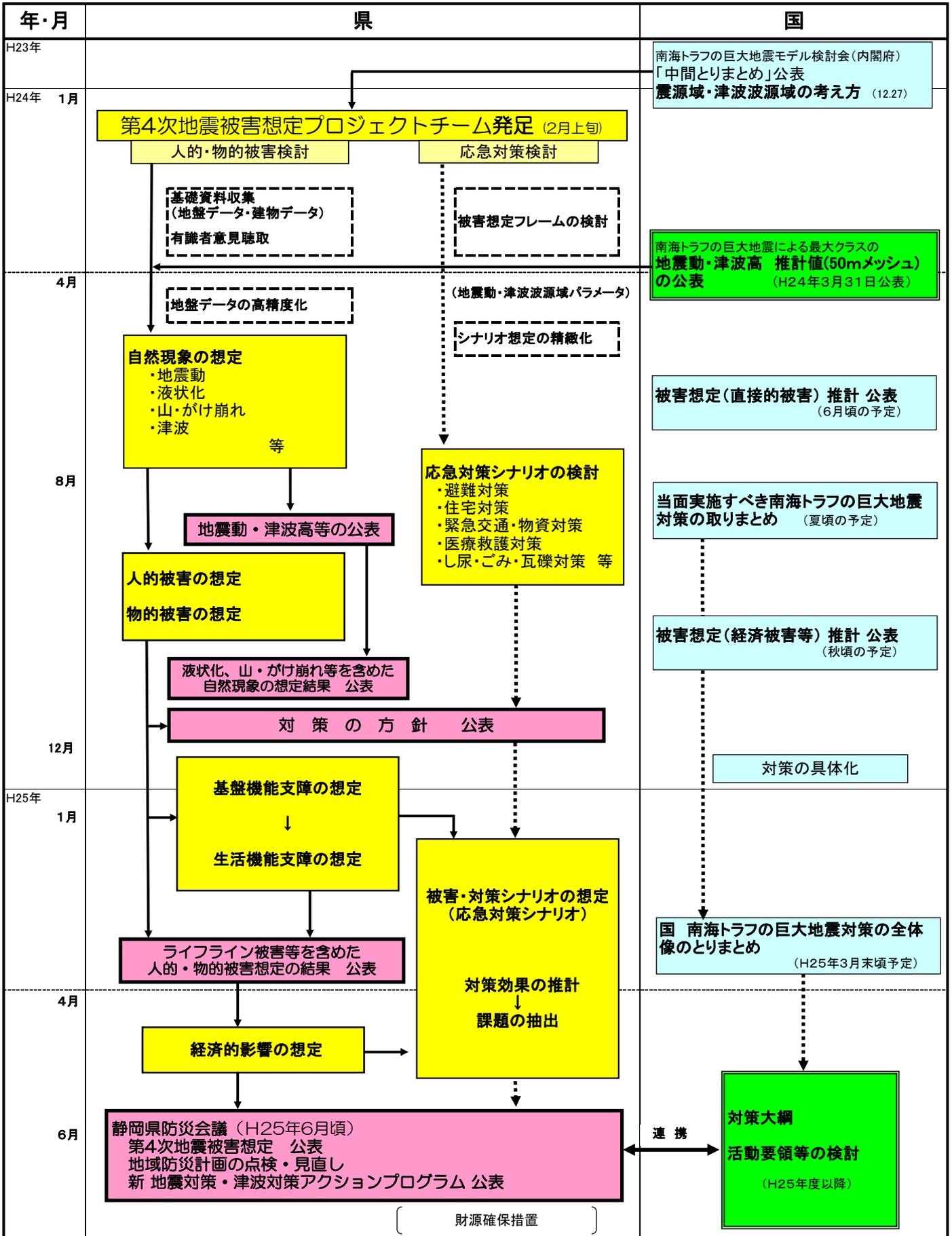
- 第1波の到達時間
 - 最大津波高
- | | | | |
|------|-----|-----|-----|
| 5分以内 | 10分 | 15分 | 20分 |
|------|-----|-----|-----|



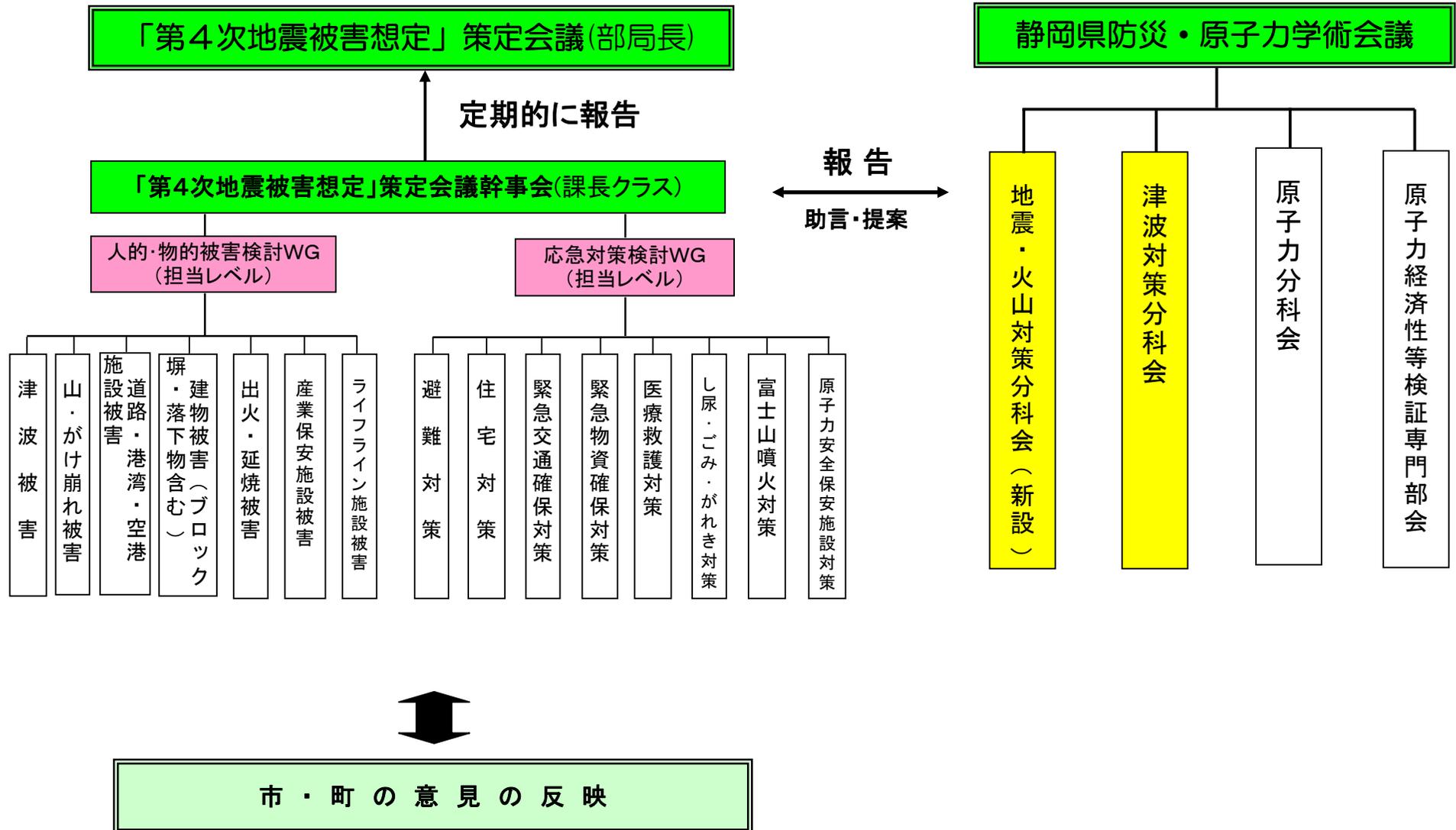
4 第4次地震被害想定の検討内容

区 分	内 容
自然現象の想定	<p>(地震動計算・評価) 地震動解析の実施 ・国の検討結果に基づく地震動の解析 → 震度分布等の評価</p> <p>(液状化危険度評価) 液状化危険度の評価 ・第3次地震被害想定以降の地形の人工改変等の検討 ・地震動解析結果に基づく液状化危険度評価 → 液状化危険度の分布</p> <p>(津波計算・評価) 津波による影響を評価する。 ・津波解析のためのモデル作成 ・津波の解析（遡上計算を含む） → 最大津波高、津波到達時間、浸水範囲・浸水高等の評価 → ハザードマップ作成のための基礎資料とりまとめ 他、がけ崩れ等の自然現象の想定を行う。</p>
人的被害の想定 物的被害の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象の想定結果に基づく、人的・物的被害の想定を行う。
被害・対策シナリオの検討・想定	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象、建築物被害、火災等のシナリオ ・県、災害対策本部の対応シナリオ ・救出救助対応シナリオ ・避難対応シナリオ ・医療需給の過不足に対応するシナリオ ・清掃・衛生機能支障に対応するシナリオ ・地域経済に与える影響シナリオ ・住宅対応（応急仮設住宅・恒久住宅）シナリオ ・鉄道・道路・港湾・空港等の交通対応シナリオ ・緊急物資（食料、生活必需品、応急復旧資機材）対応シナリオ ・ライフラインの被災・復旧シナリオ ・し尿・ごみ・がれき処理対応シナリオ ・県民生活シナリオ ・大規模地震に連続して富士山噴火が発生した場合の応急対策に関するシナリオ ・大規模地震に連続して浜岡原子力発電所で事故が発生した場合の応急対策に関するシナリオ

「静岡県第4次地震被害想定」策定スケジュール



第4次地震被害想定の方定体制



静岡県の津波対策の見直し（平成 23 年度報告）＜概要版＞

24 年 3 月 15 日

現状と課題

<津波を防ぐ対策>

- ★防潮堤等海岸保全施設の整備進捗
 - 第 3 次地震被害想定に対する未整備箇所が存在（進捗：海岸 9 割、河川 5 割）
- ★東日本大震災の教訓
 - 東日本大震災で、一定の防護効果は認められつつも施設が壊滅的被害

<津波に備える対策>

- ★避難場所の確保
 - 地震発生から 5 分 500m 以内で避難できる場所が必要
- ★避難路の確保・整備
- ★被害想定の見直し
 - 発生の可能性がある最大クラスの地震（南海トラフの巨大地震）に基づく、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波の想定

<津波から逃げる対策>

- ★迅速・的確な情報伝達・避難誘導
 - 防災無線、テレビ、ラジオ、携帯電話などあらゆる手段を使っての情報伝達
 - 海拔標識、避難誘導標識
- ★津波に対する防災意識の向上
- ★被害状況、避難状況、安否確認

取組と成果

- ★ふじのくに津波対策アクションプログラム
 - 短期対策編作成

<津波を防ぐ対策>

- ★防潮堤等海岸保全施設の緊急点検、緊急整備
 - 施設の高さ、連続性、構造、背後地の現況を把握
 - 水門、陸閘、樋門の可動状況点検
 - 第 3 次地震被害想定に対する未整備箇所の補正予算等による緊急整備（河川堤防嵩上げ、漁港の胸壁整備）

<津波に備える対策>

- ★津波避難ビル等の指定促進
 - 津波避難ビル数 508 棟から 1,197 棟へ倍増
 - 津波避難タワー 4 基建設される 7 基から 11 基へ増
 - 東名のり面の利用や「平成の命山」の建設計画
- ★避難路の確保・整備
 - 土砂災害防止施設脇の緊急避難階段の設置、校舎屋上への避難階段の設置
- ★第 4 次地震被害想定プロジェクトチーム発足

<津波から逃げる対策>

- ★迅速・的確な情報伝達・避難誘導
 - 沿岸 20/21 市町でエリアメール導入
- ★津波避難誘導標識等の設置
 - 海拔標識を中心に津波避難誘導標識等が、約 3.8 倍の 11,706 基に増
- ★防災訓練や講演会等の開催
 - 緊急津波避難訓練等津波対策訓練の実施
 - 沿岸 21 市町で 840 回以上に及ぶ講演会等の開催
- ★監視カメラによる監視強化
 - 公共機関所有カメラの危機管理センターへの接続

今後に向けた課題

- ★ふじのくに津波対策アクションプログラム
 - 進捗管理
 - 中長期対策編作成

<津波を防ぐ対策>

- ★防潮堤等海岸保全施設の整備方針の決定と早期着手
 - レベル 1 津波の検討結果を踏まえた施設高の決定
 - 最大規模の津波に対して、越流は許しても粘り強く破壊されない設計基準の確定
 - 新たな整備に必要な財源の確保

<津波に備える対策>

- ★更なる避難場所の確保
 - 津波避難施設空白域の解消
 - 構造上の要件に係る指針に基づく既指定の避難ビルの検証
 - 避難路、避難地、避難所の安全性の確保
- ★災害時要援護者の避難支援
- ★想定対象津波の設定（特に伊豆半島東海岸）

<津波から逃げる対策>

- ★迅速・的確な情報伝達・避難誘導
 - エリアメールの導入促進
 - 津波避難誘導標識設置の促進
- ★意識調査等の結果を受けた施策の展開
 - 住宅の耐震化と家庭内対策の推進
 - 啓発活動の継続
- ★被害状況・避難状況・安否確認の把握
 - 津波危険区域における監視体制の強化

13-1-1 東海地震対策「避難計画策定指針」

(県危機情報課)

昭和 63 年 8 月 10 日

総務部地震対策課

改訂 平成 18 年 8 月 30 日

改訂 平成 21 年 3 月 24 日

総務部防災局

1 趣旨

本指針は、東海地震により発生することが想定される津波、山・がけ崩れ、延焼火災に対処するため、市町村長の責任において避難計画を策定するための指針である。それらの危険の切迫度、継続時間は、地震の起こり方、時間の経過によって一様でなく、したがって避難の方法も一様でない。この指針では、いくつかの類型化した避難の考え方を示すとともに、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住場所を確保できない者の避難所への受入についても付加して示すものである。

なお、本指針の策定に伴い、従来の東海地震対策「避難地・幹線避難路の計画指針」(昭和 52 年 7 月 1 日策定)は、廃止する。

避難が必要な場面

危険の場面 災害 危険の種類	災害発生前			災害発生後		居住場所を 確保できない場合
	東海地震 注意情報 発表時	警戒宣言発令 3日間程度	突発地震発生	余震の危険 10日間程度	特定の危険 の切迫、 危険が去る までの間	
津波危険予想地域	△	○	○ (12時間程度)	○	/	○
山・がけ崩れ 危険予想地域	△	○	○ (直後)	○	/	
延焼火災危険予想地域 (住家の耐震性有り)	/	/	/	/	○	
延焼火災危険予想地域 (住家の耐震性無し)	/	○ (付近の安全な空地等に避難)	/	/	○	
任意避難地区 (住家の耐震性有り)	/	/	/	/	○	
任意避難地区 (住家の耐震性無し)	/	○ (付近の安全な空地等に避難)	/	/	○	

注) △印は、4(2)に定める「避難対象地区」のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ、当該地区の災害時要援護者等(介護者を含む)に限り、準備行動として必要に応じて避難を実施することができることを示す。

2 基本的な考え方

- (1) 避難者とは、災害の危険が切迫した地域における居住者、滞在者、通過者等、すべての者をいう。
- (2) 警戒宣言発令後に地震が発生した場合及び突発地震が発生した場合の両者を想定した対策とする。
- (3) 警戒宣言発令時の避難先としては、市町村が指定した避難地とする。ただし、安全な地域に居住する知人宅等に避難することができる者にとっては当該知人宅等を避難先とすることができる。
- (4) 警戒宣言発令時の避難先として市町村が指定する避難地とは、野営する空地以外に、市町村長が認める耐震を有し、耐火性の高い公共的な建築物への屋内避難も避難地とする。

※「耐震性を有する建築物」とは、東海地震に対する耐震性能のランク区分 I a、I b の建築物をいう。

※「耐火性の高い建築物」とは、建築基準法でいう準耐火建築物以上のものが望ましいが、地域の実情により、周辺に延焼の危険がない、又は出火防止措置の対策を実施している建築物を含む。

※「公共的な建築物」とは、公共建築物のほか、市町村があらかじめ協定等を結んだ私立学校、保育施設、宿泊施設、体育施設及びゴルフ場施設等の民間の建築物を含む。

- (5) (3) 及び (4) の規定については、東海地震注意情報発表時に準備行動として必要に応じて避難を実施することができる災害時要援護者等（介護者を含む）の避難先にこれを準用する。
- (6) 津波、山・がけ崩れ災害を防止するために、防潮堤や山・がけ崩れ防止施設等が整備されている場合であっても、万全を期するため、施設が有する防止効果を避難計画に関しては、原則として考慮しない。
- (7) 避難については、市町村等計画策定者のみならず、住民も同一用語を用いることが必要である。このため、従来用いていた用語の一部を整理し、紛らわしい用語、難しい用語をできるだけ避けることとする。
- (8) 避難は具体的な場面で実施可能なことが必要である。そのため、できるだけ現実的な方法を取り、かつ、通常の方法が取れない場合には緊急的方法を取ることもやむを得ない。このため、指針の適用に当たっては、実情に合うよう、柔軟に考え、調整する必要がある。しかし、このことは、想定を軽く見て、安易な避難計画を策定することを勧めるものではない。
- (9) 警戒宣言発令時における避難地までの避難方法は、徒歩によるものとする。
- (10) 以上のことを考慮して、人命の安全を第一とし、避難地、避難路、津波避難ビル及び緩衝帯を設定する。

3 対象とする災害

対象とする災害は、津波による水害、山・がけ崩れによる土砂災害及び出火による延焼火災（危険物等の爆発を含む。）とする。

4 計画対象区域

計画対象区域は、行政区域全域とし、地区の範囲の選定は町、丁目、字別に検討する。

(1) 要避難地区

計画対象区域のうち、地質、地盤、地形、木造家屋密集度、人口密度、危険物の分布等からみて、災害の発生が予想され、かつ、その災害が広範囲にわたり人命に対する危険があり、住民の避難を要する地域を、「**要避難地区**」とする。

具体的には、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想される地域が、要避難地区となる。

(2) 避難対象地区

要避難地区のうち、警戒宣言が発令された場合に、災害の発生から未然に地域住民の生命の安全確保を図るため、市町村長が避難の勧告・指示を行う地域を、警戒宣言時の「**避難対象地区**」とする。

具体的には、津波及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域が、避難対象地区となる。

(3) 延焼火災危険予想地域

要避難地区のうち、警戒宣言が発令された場合には特に避難を要さないが、地震発生後の火災の発生状況により避難を行う地域を、「**延焼火災危険予想地域**」という。

(4) 任意避難地区

要避難地区以外の比較的 안전한地区であり、避難の必要性が少ないが、災害の状況により避難する場合がある地域を「**任意避難地区**」とする。

(5) 警戒区域

警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、退去又は立ち入り禁止の措置が取られる区域若しくは災害発生後、災害の発生状況により、退去又は立ち入り禁止の措置を取られる区域を、「**警戒区域**」という。（災害対策基本法第 63 条、大規模地震対策特別措置法第 26 条）

※ 避難対象地区と警戒区域の比較

避難対象地区の避難の勧告・指示が对人的にとらえて、住民の保護を目的とするものであるのに対し、警戒区域は地域的にとらえて、立ち入り制限、禁止又は退去命令により、住民の保護を図ろうとするものであり、後者については履行の担保のため、違反者に対して罰則が科せられる。（災害対策基本法第 116 条第 2 項）

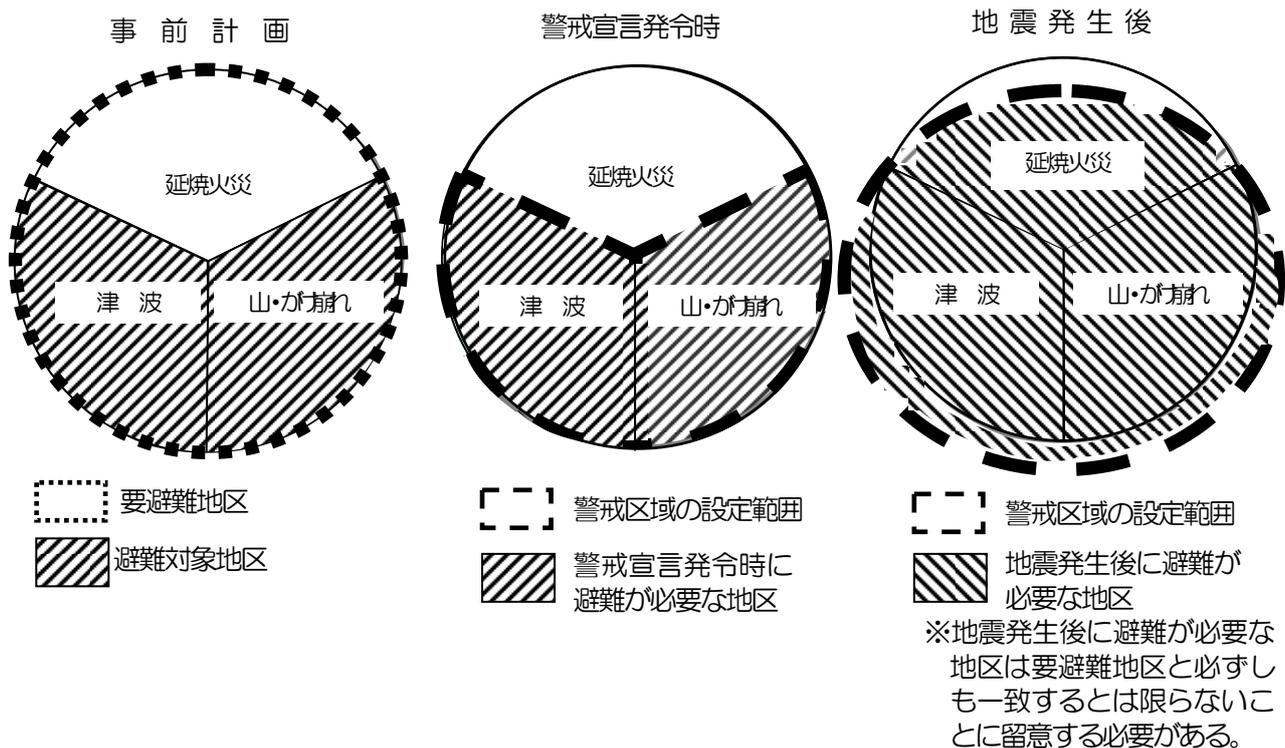
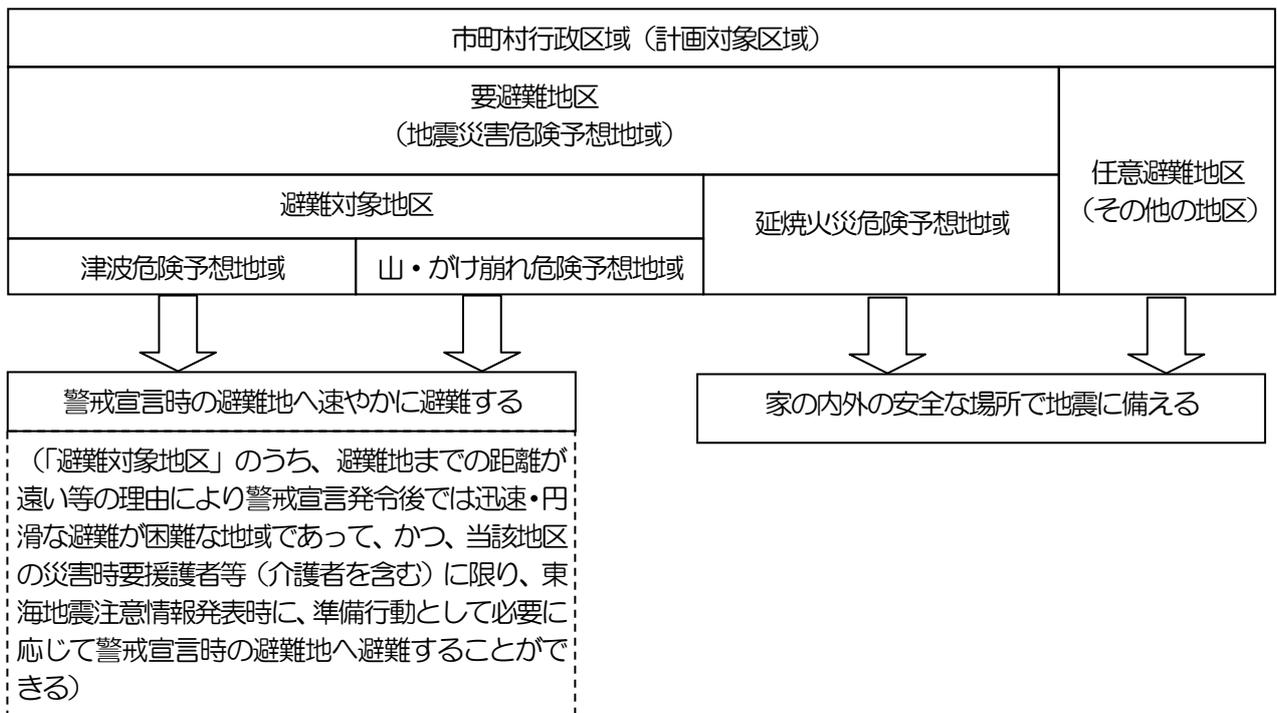


図1 計画対象区域

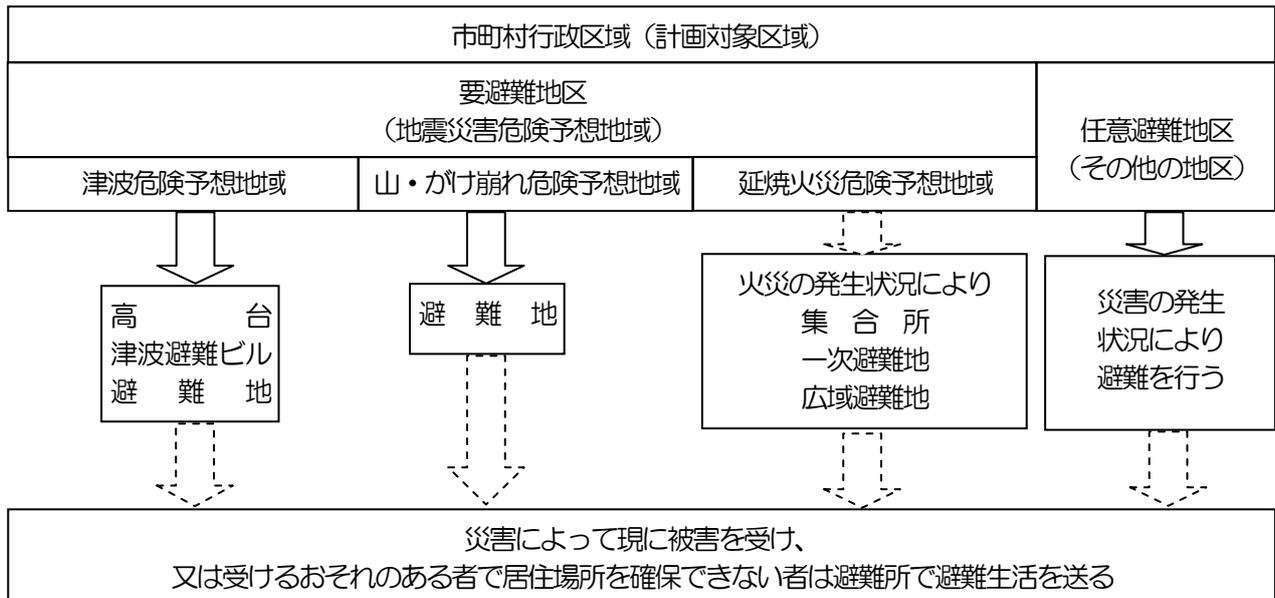
5 地域による避難形態

地震発生のパターンは、地震が予知され、警戒宣言が発令された後、地震が発生する場合と、地震が予知されずに突然地震が発生する場合の2つのパターンがある。

(1) 警戒宣言発令時の避難（ただし地震発生後の対応は5 (2) に準じる）



(2) 突然地震が発生した場合の避難



6 津波危険予想地域（警戒宣言時の避難対象地区）の避難計画

(1) 基本的な考え

大規模な地震が海域で発生すると、沿岸には津波が襲来し、津波災害を引き起こす。特に駿河湾内での発生が予想されている東海地震では、早いところでは地震の発生から数分で津波が襲来し、沿岸での津波高は数m~10m程度になることが予想される。このため以下のことを基本とする。

- ア 津波の浸水のおそれのない地域に、あらかじめ避難地を確保する。
- イ 緊急避難に供するため、津波危険予想地域内に津波避難ビルを確保する。

(2) 津波危険予想地域の選定基準

津波に対する危険地区（警戒宣言時の避難対象地区）は以下の地区とする。

- ア 下田市須崎以西の駿河湾及び遠州灘に面する沿岸市町においては、1854年安政東海地震津波の痕跡高をもとに推定した「安政東海地震津波浸水域図」（昭和52年作成）を参考に、地区の選定を行う。
- イ 下田市須崎以东の相模湾に面する沿岸市町においては、1923年関東大地震津波の痕跡高をもとに推定した「関東地震津波浸水域図」（昭和59年作成）を参考に、地区の選定を行う。

(3) 警戒宣言時の避難地の設定

警戒宣言時の避難地（津波）は、地震発生後襲来する津波から、あらかじめ住民等が避難を行うための場所であり、避難者の避難生活維持のための防災上必要な施設を有し、かつ、災害発生後の救護・復旧活動の拠点となるものであり、そのために必要な規模及び構成を有する。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 避難地は、津波等による浸水の危険や、山・がけ崩れによる危険のないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が空中を通っていないこと。
- イ 避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者1人あたりの必要面積は、概ね10㎡とする。

ウ 有効避難面積とは、避難者が避難生活を送ることが可能な面積であり、空地の面積及び市町村長が認め
る耐震を有し、耐火性の高い公共的な建築物内の使用可能面積とする。

したがって、避難地としては、学校のグラウンド、公園、緑地を中心とするものを基本とするが、災害時
要援護者等の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐震性を有し、耐火性の高いコミュニティ防災センタ
ー等の建築物内のスペースも考えられるので適宜判断する。

なお、建築物内を避難施設として使用する場合には、天井、照明器具やガラスなどの非構造部材及び設備
機器等の耐震性及び室内落下物の安全性にも十分配慮する。

(4) 避難圏域の設定

避難圏域とは、避難地に避難する者の居住又は就労している地域で、設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア 避難圏域は、該当する避難地までの到達距離が2km以内（徒歩で1時間以内）とする。

※避難行動時の歩行速度

集団で避難行動することを考慮して、警戒宣言時の歩行速度は概ね2km/時とする。

イ 避難圏域は昼夜間人口を参考に、避難者数が避難地の受入可能人数を超えないよう設定する。

ウ 避難圏域の境界は、町丁目界を原則とする。

(5) 避難困難地区の設定

津波が沿岸地域を襲来するまでに、早いところでは地震の発生から数分で襲来する可能性があるというこ
とを考慮すると、地震が突然発生した場合には、避難地や安全な高台まで避難することの困難な住民等が発
生することが予想される。このように、地震が突然発生した場合の津波に対し、避難が困難となる地区を
避難困難地区とし、設定基準は以下のとおりとする。

ア 簡便法

津波に対する危険地区のうち、津波到達時間と住民の避難歩行速度を考慮し、概ね津波の浸水区域の外
縁から、避難可能距離を超える地区については、避難困難地区とする。

(例：避難可能距離の算出)

津波到達予想時間が5分で、震度5強以上の激しい揺れが1分間程度続き、避難を開始する時間を
1分40秒後とした場合

- | | |
|-------------|--|
| ・ 津波到達時間の設定 | 地震発生後 300 秒 |
| ・ 避難開始時間の設定 | 地震発生後 100 秒 |
| ・ 避難歩行速度の設定 | 1.0 m/秒 |
| ∴ 避難可能距離 | $L=1.0 \text{ m/秒} \times (300 - 100) \text{ 秒} = 200 \text{ m}$ |

イ シミュレーションによる方法

津波のそ上、浸水と、住民等の避難行動について数値シミュレーションを行い、津波到達時間と住民の
避難歩行速度を考慮することにより避難困難地区を算定する。

(6) 津波避難ビルの設定

突発地震の津波に対し、住民の逃げ遅れ対策のための緊急避難施設として、津波浸水危険予想地域内に確
保される施設を津波避難ビルとし、その設定基準は以下のとおりとする。

なお、海岸線に向かって避難することのないように津波避難ビルを設定する。

【設定基準】

ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上3階以上の建築物であって、新耐震設計基準に適合（静岡県構造設計指針・同解説 2002 版に適合）し、又は耐震診断により耐震性を有しているもの（静岡県耐震診断判定基準（平成 14 年度版）を満たすもの）を原則とするが、地域の状況及び予想浸水高の状況によっては、2階建も可とする。

なお、より耐震安全性を確保するためには、静岡県構造設計指針・同解説 2002 版の用途係数若しくは静岡県耐震診断判定基準（平成 14 年度版）の重要度係数が 1.25 であることが望ましい。

また、津波に対する安全性を確認する方法は、国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月）」で示された「構造的要件の基本的な考え方」に基づき、検討することが望ましい。

イ 避難者1人あたりの必要面積は、概ね1㎡とし、建物内部の有効避難面積を算定する。

ウ 有効避難面積とは、避難者が緊急避難を行うことが可能な面積であり、津波避難ビル内の階高3階以上のスペースを原則とするが、地域の状況及び予想浸水高の状況によっては、2階以上も可とする。

以上のことを考慮して、津波避難ビルの設定及び指定を行うが、特に避難困難地区については、避難困難地区内の住民がすべて避難可能なだけの有効避難面積を確保し、かつ、地震発生後、数分（例えば5分の場合は、概ね半径 200m）以内に津波避難ビルまで到達可能なよう適切な確保を行う。

なお、津波避難ビルが民間所有の場合には、ビルの所有者と使用に関する協定を交すなど、適切な措置を講ずる。

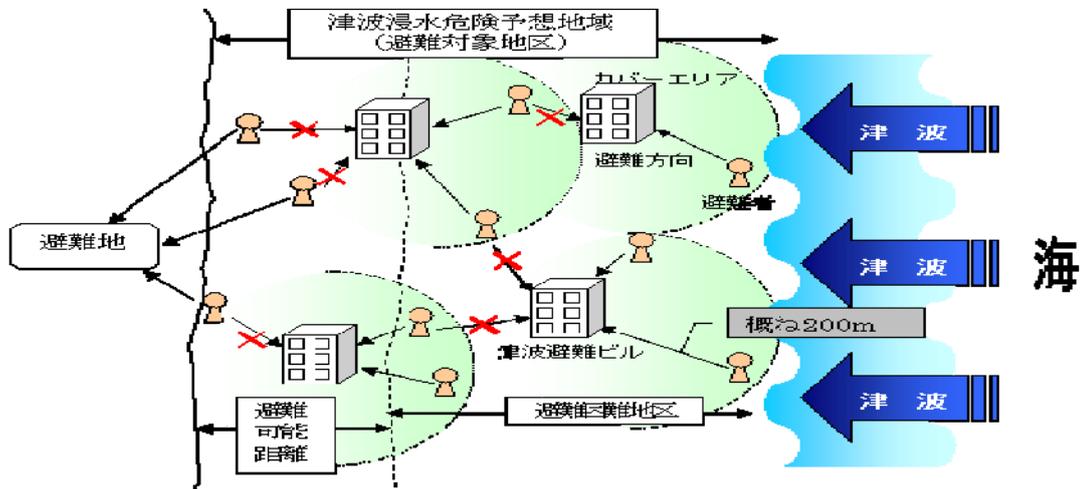


図2 避難対象地区、避難困難地区及び津波避難ビルのイメージ図

(7) 避難路の設定

市町村において、特に避難路の設定は行わないが、自主防災組織等で事前に落下又は倒壊する危険のおそれがある物の安全確認を行った上で、避難ルートを確認しておく。

(8) 津波避難案内板の設置

津波の危険から住民等を守るために、津波危険予想地域、避難地、津波避難ビル等を標示したわかりやすい案内板を設置する。

なお、ユニバーサルデザインの観点から、総務省消防庁が定めた「津波に関する統一標識」の図記号を、新たに設置する案内板やこれまで設置している案内板に使用しよう努める。

消防庁の統一標識



津波危険予想地域を示す



避難地を示す



津波避難ビルを示す

色彩は、JISZ9101（安全色及び安全標識）で規定する次のマンセル値を参照してください。
安全色 緑：10G 4/10 黄：2.5Y 8/14
対比色 黒：N1 白：N9.5

7 山・がけ崩れ危険予想地域（警戒宣言時の避難対象地区）の避難計画

(1) 基本的な考え

東海地震を想定した場合、海岸部の津波災害と同様、山間部や急傾斜地においても山・がけ崩れによる多大な被害が予想される。特に山間部においては人口もそれ程密ではないため、以下のことを基準とする。

ア 山・がけ崩れによる危険のない地域に、あらかじめ避難地を確保する。

イ 地区の近傍に適切な避難地が確保できない場合には、あらかじめ遠隔地に避難地を確保する。

ウ 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な場合に限り、市町村長の責任において、別に定める要領に基づき車両を活用して避難の実効性を確保することができることとする。

(2) 山・がけ崩れ危険予想地域の選定基準

山・がけ崩れに対する危険地区（警戒宣言時の避難対象地区）は以下の地区とする。

ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域

イ 土砂災害警戒区域のほか、大規模崩壊危険斜面、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流を参考に地区の選定を行う。

各斜面、箇所、区域の分布については、「山崩れ等災害危険区域総括図（昭和61年作成）」、「静岡県防災地図（平成9年作成）」、「土砂災害危険箇所図」等を参考に把握する。

ウ 大規模崩壊危険斜面については、すべての斜面を対象とすることが困難な場合、危険度ランクと、東海地震の被害想定による予想震度分布を考慮して、以下の基準による対象区域の選定を行う。

(ア) 震度5強の地域 危険度ランクⅠ～Ⅱの斜面

(イ) 震度6弱・6強の地域 危険度ランクⅠ～Ⅲの斜面

(ウ) 震度7の地域 危険度ランクⅠ～Ⅳの斜面

(3) 警戒宣言時の避難地の選定

警戒宣言時の避難地（山・がけ崩れ）は、地震時に発生する土砂災害から、あらかじめ住民等が避難を行うための場所であり、避難者の避難生活維持のための防災上必要な施設を有し、かつ、災害発生後の救護・復旧活動の拠点となるものであり、そのために必要な規模及び構造を有する。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア 避難地は、山・がけ崩れによる危険や、津波等による浸水危険のないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が空中を通っていないこと。

イ 避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者1人あたりの必要面積は、概ね10㎡とする。

ウ 有効避難面積とは、避難者が、避難生活を送ることが可能な面積であり、空地の面積及び市町村長が認める耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物内の使用可能面積とする。

したがって、避難地としては、学校のグラウンド、公園、緑地を中心とするものを基本とするが、災害時要援護者等の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐震性を有し、耐火性の高いコミュニティ防災センター等の建築物内のスペースも考えられるので適宜判断する。

なお、建築物内を避難施設として使用する場合には、天井、照明器具やガラスなどの非構造部材及び設備機器等の耐震性及び室内落下物の安全性にも十分配慮する。

(4) 避難圏域の設定

避難圏域とは、避難地に避難する者の居住又は就労している地域で、設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 避難圏域は、該当する避難地までの到達距離が2km以内（徒歩で1時間以内）とするのが理想であるが、地区の近傍に適切な避難地が確保できない場合には、避難圏域を拡大して設定する。
- イ 避難圏域は昼夜間人口を参考に、避難者数が避難地の受入可能人数を超えないよう設定する。
- ウ 避難圏域の境界は、町丁目界を原則とする。

(5) 避難路の設定

市町村において、特に避難路の設定は行わないが、自主防災組織等で事前に落下又は倒壊する危険のおそれがある物の安全確認を行った上で、避難ルートの確認を行っておく。

8 延焼火災危険予想地域の避難計画

(1) 基本的な考え

大規模な地震の発生により市街地大火が予想される地域については、広域避難地、一次避難地、幹線避難路を確保し、また、火災の拡大を阻止するため、緩衝帯の確保を図ることを基本とする。

(2) 延焼火災危険予想地域の選定基準

延焼火災に対する危険地区（要避難地区）は以下の基準を参考にする。

- ア 被害想定により延焼火災の発生の危険性が大きい地区
 - イ 簡便法
 - (ア) 人口密度 150 人/ha 以上
 - (イ) 非耐火建築物の建ぺい率が20%以上
 - (ウ) 沖積層の上に市街地が形成されていること。
- 以上3条件のうち2条件に該当する地区
- ウ 市街化区域
 - エ 人口集中地区（DID 地区）

(3) 広域避難地の設定

広域避難地は地震後に発生する火災から避難者の生命を保護するものであり、かつ、消防用水利、消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、救護・復旧活動の拠点となるものであり、そのために必要な規模及び構造を有する。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 広域避難地は、津波等による浸水危険や、山・がけ崩れによる危険のないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が空中を通っていないこと。
- イ 広域避難地内にある非耐火建築物の建築面積の合計の割合が、2%程度以下であること。
- ウ 避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
- エ 有効避難面積とは、周辺の市街地大火による輻射熱から避難者の生命を守り得る空地の部分で、広域避難地の縁辺部が高さ30m以上の耐火建築物である場合には、当該耐火建築物から50m、これに該当する耐火建築物がない場合には300mまでの範囲を除いた面積を有効避難面積とする。
なお、周辺市街地及び耐火建築物の状況がこれと異なる場合には、「簡便法を用いた避難地の安全性検討の手順（平成16年6月29日付け国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災専門官通知）」を参考に、適宜定める。
したがって、広域避難地としては、大規模な公園、緑地を中心とするものもあれば、建築物を耐震・耐火化した地区も考えられる。

(4) 避難圏域の設定

避難圏域とは、広域避難地に避難する者の居住又は就労している地域で、設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 避難圏域は、該当する広域避難地までの到達距離が2km以内（徒歩で1時間以内）とする。
- イ 避難圏域の境界は、町丁目界を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- ウ 避難圏域は昼夜間人口を参考に、避難者数が広域避難地の受入可能人数を超えないよう設定する。
- エ 地震災害危険予想地域（津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想される地域）は、いずれかの広域避難地の避難圏域に含まれるようにし、避難者の心理状況及び気象状況により、広域避難地の選択の幅をもたせる意味から、避難圏域を一部重複して設定するのが望ましい。

(5) 一次避難地の設定

広域避難地に到達するまでの間に、避難の中継拠点を設け、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行う。また、火災による早期囲まれ型死亡、避難時時期逸失型死亡、火炎流巻込まれ型死亡の防止機能を果たすものである。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 一次避難地は、中継点的な機能を持つことから、公共施設の中から選定する。
- イ 一次避難地は、町丁目単位で検討し、到達距離1km以内に設置する。
- ウ 一次避難地は、市街地大火に囲まれることを想定したものではないので、有効避難面積の考えは必要としないが、1人当たりの面積は、概ね2㎡以上とする。

(6) 幹線避難路の設定

幹線避難路は、広域避難地に通じる道路又は緑地若しくは緑道であり、避難圏域内の住民を迅速かつ安全に避難させるものである。このため、避難に必要な道路について、幅員及び沿道の状況を考慮しなければならない。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

ア 避難は、図3のパターンをとると思われるので、幹線避難路は、一次避難地と広域避難地を結ぶこと。

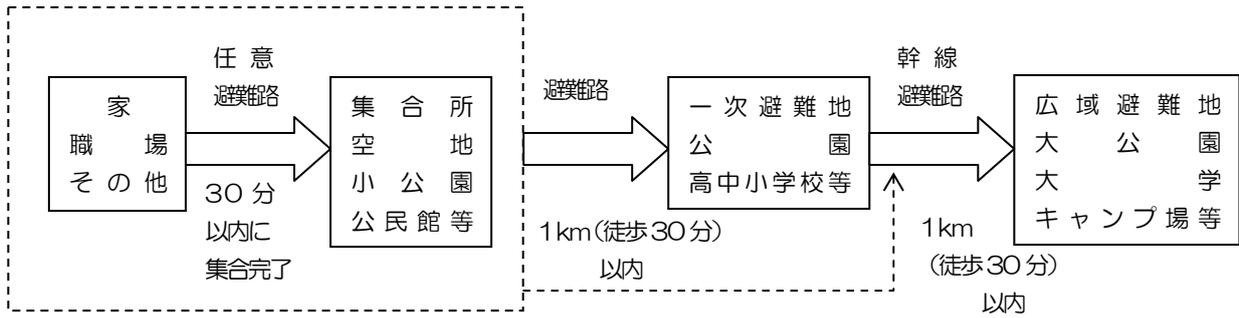
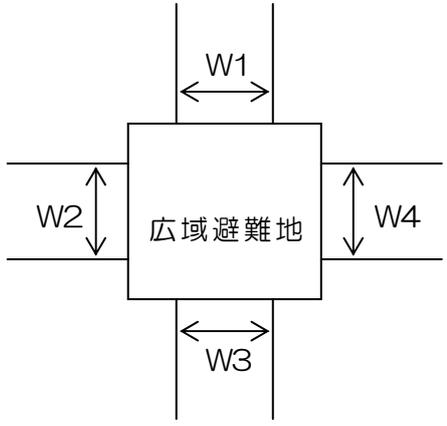


図3 避難パターン

- イ 集合所までの避難経路は、避難者の任意の判断による。
- ウ 一次避難地までの避難路は、市町村の指導のもとに自主防災組織等において検討する。
- エ 幹線避難路は、原則として相互に交差しないものとする。
- オ 幹線避難路は、一部通行不能になる場合を想定して、代替となる道路もあらかじめ選定しておく。
- カ 幹線避難路は、原則として幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
- キ 幹線避難路は、避難時の安全性及び迅速性を考慮し、原則として交通量の少ない道路を選定する。
- ク 幹線避難路沿道は、耐震・耐火建築物で囲まれて、アーケード、歩道橋、橋梁等の落下、建築物の外壁、窓ガラス等の落下、ブロック塀等の倒壊、自動販売機の転倒、危険物の爆発、山・がけ崩れ等の災害危険が少ない道路を選定する。
- ケ 広域避難地に通じる幹線避難路の幅員合計 ($W=W1+W2+\dots$) は、次の計算を上回るものでなければならない。

- ・受入可能人数 X (人)
- ・避難時間 1時間
- ・避難者歩行速度 $V=2$ (km/時) $=0.56$ (m/秒)
- ・避難者1人頭間隔 $L=1$ (m)
- ・避難者1人あたり所要幅 $W=0.75$ (m)
- ・幅員1mあたり、1時間あたりの流入者数
 $=0.56$ (m/秒) $\times 3,600$ (秒) $\div 0.75$ (m)
 $=2,688$ (人/時・m)
- ∴幹線避難路の幅員 $W=X$ (人/時) $\div 2,688$ (人/時・m)
- 例 駿府公園に100,000人、避難するものとする、
 $W=W1+W2+\dots$
 $=100,000/2,688$
 $=37$ (m) 以上あればよい。



(7) 緩衝帯の設定

緩衝帯は、災害を拡大させる可能性の高い危険物施設の集中している地区と、一般市街地を分離することにより、一般市街地の安全化を図るため、両者の間に設けるものである。緩衝帯の設置に当たっては、以下の点に留意する。

- ア 緩衝帯は、公園、緑地等の空地のほか、耐震・耐火性能を持ち、危険物を保有しない工場及び倉庫からなる地区を指定する。
- イ 緩衝帯は、原則として、当該施設敷地内において、十分な保全距離を確保する。
- ウ やむを得ない場合には、当該施設敷地外に緩衝帯を設ける。

9 任意避難地区の避難計画

あらかじめ大規模な災害が予想される地区に対しては、避難地の確保や避難路の設定が行われるが、特に災害の程度がそれ程大きくはない任意避難地区においては、避難地や避難路は指定されない。任意避難地区の住民は、以下の点に留意して、退避及び避難を行うこととする。

(1) 警戒宣言発令時

ア 住家の耐震性から判断して、建築物の内外の安全な場所で退避する。

イ 住家の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な空地が確保できない場合には、市町村の指定する避難地へ避難する。

(2) 地震災害発生後

ア 住家や周辺の被災状況から判断し、災害が差し迫り、避難が必要な場合には、市町村の指定する避難地へ避難する。

10 災害終結後の避難計画

(1) 基本的な考え

災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住場所を確保できない者のために、各地域ごとに避難所の設定を行う。

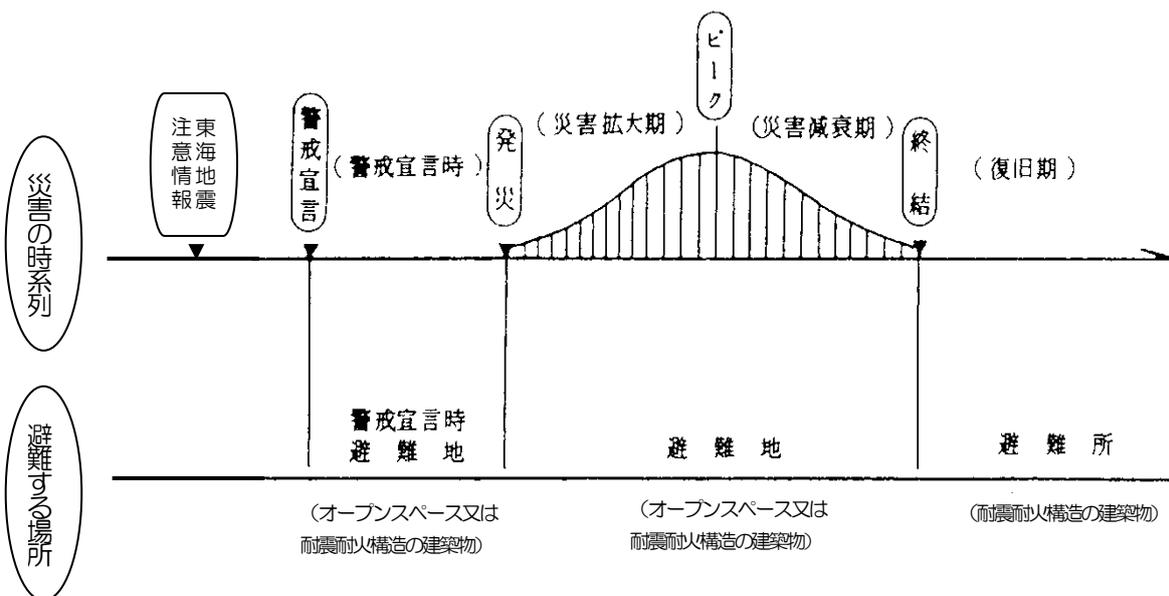


図4 災害時系列と避難場所

(2) 避難所の設定

避難地が、警戒宣言発令→地震発生→災害拡大→災害終結の過程において、住民の生命と安全を確保するための防災空間であるとともに、応急救護等の活動拠点となる場所であるのに対し、避難所は地震災害により、居住場所を確保出来なくなった者を受け入れる場所であり、かつ、救護・復旧活動の拠点となる場所をいう。避難所の設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 避難所は、津波、山・かけ崩れの危険が見込まれる避難対象地区を避けて選定する。
- イ 避難所として使用する建築物は、原則として耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物を選定する。
また、建築物が地震等により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地が有ることが望ましい。
- ウ 空地に避難所を設ける場合には、あらかじめテント等の備蓄、調達を合わせて検討する。
- エ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定する。
- オ 想定される被害の程度や、被災者数を勘案し、かつ、居住地への近接性を考慮して適切な配置を確保する。
- カ 各地域ごとに設定された避難所での生活が困難な災害時要援護者のために、社会福祉施設、宿泊施設等を福祉避難所として事前に選定する。
- キ 避難所の必要面積は、「東海地震危険度の試算（予知なし）」の被害想定に基づき、求める。
計算式は下記を標準とするが、地域の実情により、増減を考慮する。

（避難所必要面積の算定式）

- ・平均世帯人数 3.6 人/世帯
 - ・避難所利用率 50 %
 - ・1人あたり必要面積 6 m²/人（有効 3 m²/人）
- ∴避難所必要面積（m²）＝ {（全壊世帯数）＋1/2（半壊世帯数）＋（延焼世帯数）} ×
（平均世帯人数）×（避難所利用率）×（1人あたり必要面積）
＝ {（全壊世帯数）＋1/2（半壊世帯数）＋（延焼世帯数）} ×10.8

（3）避難所の運営

- ア 避難所を開設する場合は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定を行うなど、安全を十分確認し、また、必要な安全措置を実施した上で、開設する。
 - ※ 県と県内全市町村では、公共施設の耐震性能ランク（Ia、Ib、II、III）を公表しており、また県及び一部の市町では、建築物玄関などの見やすい位置に耐震性能ランクを表示している。
耐震性能ランクがもっとも高いIaの建築物は、地震後も継続して使用できるため、被災建築物応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できる。また、Ib以下（Ib、II、III）の建築物は、被災建築物応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止される。
ただし、Iaの建築物であっても、場合により基礎等に亀裂が入ったり、天井、照明器具やガラスなどの落下物の危険が残るため、目視による安全確認を行い、必要な場合は被災建築物応急危険度判定士の判定を受けること。
- イ 自主防災組織及び避難所の施設管理者の協力を得て、円滑な避難所の運営を確保する。
- ウ 避難所運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮する。
- エ 被災建築物応急危険度判定士等の判定により、自宅が「調査済」となった避難者に対し、自宅への帰宅を呼び掛け、適正な避難所運営を図る。

11 避難地及び幹線避難路の安全性の向上について

避難地及び幹線避難路については、次のような措置を検討する。

- （1）広域避難地に接する道路及び幹線避難路は、駐車禁止とする。また、一方通行規制や車両通行規制をすることについても検討する。
- （2）避難地、幹線避難路沿い等に案内標識を設置する。
- （3）避難地及び幹線避難路沿いは、耐震・耐火化を図るようにするほか、アーケード、歩道橋、橋梁、建築物

の外壁、窓ガラス等、ブロック塀、自動販売機等の安全性を向上させる。

(4) 避難地及び幹線避難路には、必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設を配置する。

(5) 幹線避難路の占用物件の許可に当たっては、地震時の危険性を考慮する。

(参考) 用語集

○ 避難地

警戒宣言発令時において、避難対象地区の住民等の避難のために市町村が指定したグラウンド、公園、緑地などで、屋外を原則とする。ただし、災害時要援護者の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を含む。

○ 避難所

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住場所を確保できない者を、一時的に受け入れ保護することを目的とする原則として耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設や屋外に設置された仮設テントなど。

○ 福祉避難所

災害時要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。施設がバリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設が望ましい。

○ 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦など。

津波避難に関する県民意識動向調査結果（概要）

1 要旨

東日本大震災を受けて、県内の津波浸水危険区域の住民が、どのように地震や津波への関心・意識を高め、行動を変化させたのかを把握し、今後の施策検討の参考とするため、本県として初めて県民意識動向調査を実施した。

(1) 調査内容

- ア 東海地震への切迫意識・危険の認識の変化等
- イ 東日本大震災の教訓
- ウ 東日本大震災時の対応と避難行動
- エ 大きな揺れに襲われたときの津波避難の心づもり
- オ 行政に望むこと

(2) 調査対象 沿岸21市町から選定した10地区内に住む20歳以上の男女 5,001人回答
(1地区当たり500件分の回答を得るように調査を実施)

(3) 調査期間 平成24年1月6日（金）から2月24日（金）まで

(4) 調査手法 調査員による訪問留置調査、もしくは面接調査

(5) 監修 東京経済大学 コミュニケーション学部教授 吉井博明氏

2 主な結果分析

(1) 東日本大震災後における地震防災対策の変化

震災後、自らの避難先を再確認した等の避難に関わるものやマスコミ等の情報をよくチェックする等とした等の情報収集に関わるものが急増した。

(2) 地震発生直後の避難行動

＜後掲図18参照＞

地震発生直後に津波襲来を想定した人が約6割いたが、避難した人は2割弱。

約7割の人が大津波警報、約5割の人が避難勧告を聞いているが、避難しなかった人が多い。

(3) 大津波警報の認知

約7割の人がリアルタイムで大津波警報を認知しており、その入手媒体は「テレビ」が約8割、「防災行政無線」が約3割。東日本大震災発生時には、本県では停電がなくテレビ等が視聴可能であったためと想定される。しかし、東海地震発生時は停電が予想され、テレビ等によるリアルタイムでの情報入手はできない可能性が高い。

(4) 避難を決めた理由

津波避難を決めた理由（きっかけ）は、「大津波警報等を聞いたから」が大多数。

70歳以上の災害時要援護者については、近所の人呼びかけや避難誘導によって避難した人も多いことから、地域における避難の取組が個人の行動を左右する。

(5) 津波避難行動

避難した人の約6割は自宅や勤務先から直接避難をしたが、4人に1人は自宅

に戻って家族と避難した。想定される東海地震の場合、本県沿岸部への津波到達時間が10分以内とされることから、「津波てんでんこ」（単独でも即避難の意）的な避難行動が求められる。

(6) 強い揺れが1分以上続いた場合の避難

東日本大震災で実際に避難した人は約2割であったが、今後は大地震が発生した場合には「即避難する」とする人が約7割であったことから、**即避難の意識はかなり高まった**。即避難をしないとした人への情報提供や避難の呼びかけが必要。

(7) 避難先と避難手段

大地震が発生した場合の避難先を「指定された避難地」とした人が約3割いたが、**自らの判断で別の場所に避難するとした人も多い**。

指定された避難地に避難しない理由としては、「津波の被害が予想できないから」など、**より安全性が高い場所へ避難を求めた人が多かった**。

3 課題と対応

(1) 東日本大震災で体験した（本県内の）揺れでの避難者は2割弱

大津波警報、避難勧告が発令されても大半が避難に至っていないことから、今後も津波対策推進旬間や訓練などのあらゆる機会を捉え、東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難について啓発活動を実施する。

また、家具の固定や住宅の耐震化など家庭内対策についても推進していく。

(2) 指定避難地への避難を主とする防災行動様態が変化

高台や避難ビルなどを避難先とする人も多いことから、市町に対し津波避難施設（避難ビル・タワー・高台等）の確保を働きかける。

また、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）のGIS上に避難施設を表示できるよう「見える化」を推進し、津波避難施設空白地域の解消に努める。

(3) 避難のトリガーは「大津波警報」や「防災行政無線」

避難のトリガーとなる「大津波警報等」の認知媒体はテレビが多く、停電が起きた場合の情報伝達が懸念されることから、迅速・的確な情報伝達・避難誘導手段として、沿岸市町におけるエリアメールの導入や防災行政無線局の設置を促進する。

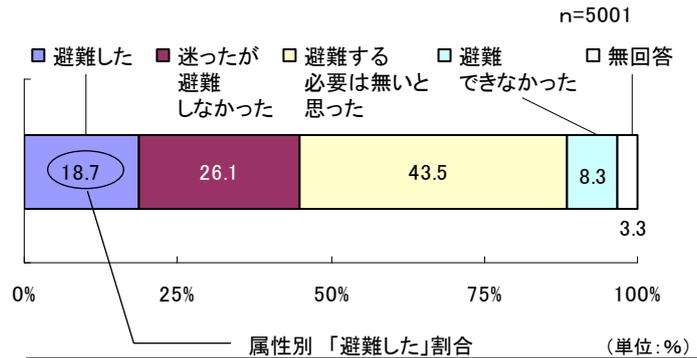
(4) 災害時要援護者の避難のトリガーは「近所の人呼びかけ」「近所の人避難」

災害時要援護者の多くは近所の人呼びかけや助けがあつて行動に移すことから、自主防災組織、民生・児童委員、ボランティアなど福祉関係者による支援体制を日ごろから構築するよう働きかける。

今回の大震災時に静岡県沿岸にいた人の中で、「津波からの避難をした」人は 18.7%であった。「迷ったが避難しなかった」人も 4人に1人 (26.1%) いた。

避難率は、地震発生時に自宅にいた人や屋外にいた人でやや高く、会社・学校にいた人では低くなっている。また、浸水深が深いところの人（例えば 2m 以上の場合には 35.0%）や海岸に近いところに居住している人（例えば 300m 以内では 26.9%）ではやや高くなっているが、大津波警報発表後も避難率がこれほど低いことは問題と言えよう。また、津波来襲危険を強く認識した人（29.0%）や、子どもを学校に迎えにいった人は約 1/3（33.6%）が避難をしている。当然ではあるが、直後に避難の準備をした人は約半数（51.0%）が、また初期の段階で「津波が来るかもしれないので避難した」人の場合は約 9 割（90.8%）が避難している。

<図 18 東日本大震災発生時の避難状況>



属性別「避難した」割合 (単位: %)

東日本大震災発生時の居場所	自宅	20.9
	会社・学校	13.3
	自宅・会社・学校以外の建物の中	18.4
	屋外で仕事や余暇	23.5
	車・バイクを運転中だった	20.0
浸水深区分	電車やバスなどに乗っていた	21.4
	2m以上	35.0
	0.5m~2m未満	28.5
	0m~0.5m未満	23.1
海岸からの距離	浸水なし	11.6
	300m未満	26.9
	300m~500m程度	22.0
	500m~1km程度	16.9
	1km以上	11.1
津波予想	わからない	12.1
	津波が必ず来ると思った	29.0
	津波が来るかもしれないと思った	24.3
	津波は来ないだろうと思った	10.2
大津波警報	津波のことはほとんど考えなかった	7.3
	聞いた	22.4
東日本大震災直後の行動 (抜粋)	聞かなかった	8.4
	じっと様子を見ていた	14.4
	家の中を見回った	19.0
	テレビやラジオで地震情報を知ろうとした	18.9
	火の始末をしたり、ガスの元栓を締めたりした	28.2
	家具をなどのずれを直した	16.1
	近所の人や家族と話をした	23.4
	近所の人の様子をうかがった	28.1
	会社の同僚などと様子进行うかがった	14.2
	親類や近所のお宅の様子を見に行った	31.7
	子供や老人、病人などを保護した	41.8
	避難の準備をした	51.0
	海岸を見に行った	21.3
	地震の揺れで避難をした	71.3
	津波が来るかもしれないので避難した	90.8
自宅に戻った	22.7	
子どもを学校に迎えに行った	33.6	
会社や学校などの勤務先でそのまま通常業務を続けた	7.7	
会社や事業所等の勤め先等で防災対策にあたった	18.4	

平成23年度緊急津波避難訓練の実施結果

【避難訓練】

1 訓練の要旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、岩手県、宮城県等の沿岸において、大津波により甚大な人的被害が発生した。

静岡県においても、東海地震の発生に伴う大きな被害が想定されていることから、本年度においては、例年7月上旬に実施されている津波避難訓練を5月下旬に前倒しした。

「地震だ、津波だ、すぐ避難！」～少しでも早く、少しでも高く～を統一スローガンとして、突発的な地震発生時の住民避難行動に焦点を当てた実践的な訓練を通して、避難経路、避難場所、避難施設などを緊急的に検証するとともに、避難計画の見直し等を行う。

2 訓練日時

平成23年5月21日（土）（統一実施日）午前10時00分～午前11時00分

※統一実施日にできない市町については、緊急津波対策推進旬間（5月16日～5月25日）を中心とした適切な日時を設定し実施した。

3 訓練場所

各沿岸市町の津波危険予想地域（海岸、海水浴場及び海域）及び同隣接域

4 訓練参加者

（1）対象

住民、当日の海浜利用者及び防災関係機関 等

（2）訓練実施市町及び参加者数

沿岸21市町のうち、統一日には19市町、82,883名、その他の日には2市町1,581名、合計で21市町すべてにおいて訓練を実施し、84,464名が参加した。

※統一実施日以外に実施した市町は、浜松市（5/22）、下田市（5/28）

（3）参加者数の増加理由 (H22: 14,149人→H23: 84,464人 (前年度比約6倍))

①東日本大震災による津波被害の影響が大きく、県民が東海地震及び津波に対して強い関心と不安を感じた。

②東日本大震災により、特に焼津市は全市民を訓練対象にするなど沿岸市町の津波に対する危機感が高まった。

・・・H22: 362人→H23: 29,255人

5 主な訓練関係機関

県、沿岸21市町、消防本部（消防署）、警察署、自主防災組織、消防団、漁業協同組合等

6 訓練重点実施事項

緊急津波対策推進旬間及び緊急津波避難訓練の実施後、検証・課題の抽出を経て、中長期的な避難計画に反映する。

（1）避難計画の検証と課題抽出

ア 避難経路等の検証

- ・避難経路の確認及び避難に要する時間の検証
- ・避難経路上にブロック塀など避難の障害となりうる構造物の有無の検証

イ 避難場所検証

- ・指定避難場所の安全性（避難方向が海に向かっていないか、避難場所の高さは津波想定高に見合っているか、耐震性の確認など）
- ・津波浸水域の境界付近にある指定避難場所、避難所などの安全性の検証（浸水域からの余裕を持った立地となっているかなど）

(2) 確認リスト及び津波避難台帳の整備

住民自らが避難経路、避難場所の確認を行うとともに、緊急津波避難訓練において実践した結果を「津波からの緊急避難場所確認リスト」に記入する。これを自主防災組織単位で取りまとめ「津波避難台帳」を整備し、今後の避難計画の基礎資料とする。

7 基本的な訓練実施項目

(1) 地域住民・観光客等の避難

- ①避難勧告・指示の発令、②津波予報の伝達、③同報無線等による情報伝達、④同報無線等による避難誘導、⑤避難方法等の確認・検証、⑥安否確認

(2) その他市町による独自訓練

8 課題等

各市町において実施した訓練実施結果の評価と検証に見られる課題等は以下のとおり。

これらの結果や各市町の取組状況を市町に対して情報提供し、津波対策の充実に努めていく。

(1) 津波対策全般に関する課題等

- ・同報無線の難聴地域対策
- ・外国人等への情報伝達方法
- ・難聴者に対する情報伝達方法
- ・海上や海中にいる住民等への情報伝達方法
- ・津波避難場所（既存施設利用）の確保が困難な地域への対策
- ・津波到達時間内に避難できなかった地域に対する対策

(2) 津波対策施設に関する課題等

- ・津波対策施設の総数や所管の把握
- ・平常時、開放している施設に対する検討

(3) 訓練に関する課題等

- ・津波避難台帳の整備率の増加（今回は緊急的な訓練であったことから、自主防災組織等に十分認識されていなかった市町が多数あった）
- ・防災訓練に対する危機感の持続（東日本大震災があったため、住民の危機意識が高かったが、今後、維持する必要がある）
- ・災害時要援護者の積極的な訓練の参加

【本部運営訓練】

1 訓練の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に東日本の各地に津波等により甚大な被害を及ぼした。本震災では、被害は非常に広範囲にわたったことや情報の発信源である市町村役場等が被災し通信手段が途絶えたこと等から、被害状況の全容把握に多大な時間を要している。

大規模な地震発生時には、その後の災害応急対応や被災地支援等の初動体制の確保を迅速に行うためにも、早期の被害状況の全容把握が重要である。

このため、本訓練では想定される東海地震の被害等を再度確認するとともに、これらの状況把握及び関係機関への発信に関する災害対策本部の機能向上を図るものとする。

2 実施日時

平成23年5月25日（水） 8時30分～9時50分

（同日10時00分～11時00分に第三次被害想定等の勉強会を実施）

3 実施内容等

ア 訓練想定

東日本大震災と同様に、平日の14時46分(勤務時間内)に駿河湾から遠州灘を震源域とする最大震度7(マグニチュード8)の大規模地震が発生し、県内各地で震度6弱以上になったことを想定

イ 訓練時間

大規模地震の発生から初期情報集及び日没前の方針決定まで

ウ 訓練対象職員

(ア) 県

本部員、指令部各班員・グループ員、各部各班員、方面本部員、方面本部指令班員、方面本部各班員

(イ) 市町

災害対策本部の初動体制の確保など訓練目的を達成することのできる防災要員

(ウ) 関係機関

自衛隊静岡地方協力本部、清水海上保安部、静岡地方気象台

エ 訓練重点項目

(ア) 災害対策本部員会議、対策会議

- ・発災初期における対処方針の決定及び県民への呼びかけ
(特に日没後の活動方針決定)

(イ) 災害対策本部、方面本部

- ・地震発生直後の情報収集体制の訓練・検証
- ・様々な情報からの情報集約・分析、状況把握

(ウ) 県内沿岸市町、関係機関

- ・地震発生直後の体制の検証

9 訓練実施結果（市町別参加実績）

(1) 統一実施日（平成23年5月21日）

市町別 参加人員 内訳（統一実施日） (単位：人)

区分	住民・ 自主防災 組織	観光客	漁業協同 組合	市町	消防本部	警察	県	その他	計
東伊豆町	835	50		16	3	5	6	73	988
河津町	435	15		17	1	6			474
南伊豆町	2,809			36			1		2,846
松崎町	1,579	63		28		32	4	33	1,739
西伊豆町	3,139			45	107	4		4	3,299
沼津市	4,850			23					4,873
熱海市	56			20	5	6	5	8	100
伊東市	2,640	50	10	13	7	10	3	41	2,774
富士市	1,866			31	9	10	10	75	2,001
伊豆市	365			20	9	6	3	5	408
静岡市	13,681	68		314	102			34	14,199
焼津市	29,000			170	50	35			29,255
牧之原市	11,464			136	8	10	5		11,623
吉田町	2,088		7	61	10	10	2		2,178
磐田市	700			30	30	5	10		775
掛川市	580			18					598
袋井市	300	180		70	5	6	1		562
湖西市				2					2
御前崎市	3,590			330	65	25		179	4,189
合計①	79,977	426	17	1,380	411	170	50	452	82,883

(2) 統一実施日以外に訓練を実施した市町

浜松市	170			15	8	12	1	10	216
下田市	1,303			60			2		1,365
合計②									1,581

(3) 参加者全体

	平成21年度実績		平成22年度実績		平成23年度実績		
	市町数	参加人数	市町数	参加人数	市町数	参加人数	対前年比
統一実施日	16	9,069	16	7,289	19	82,883	1,137.1%
その他の日	7	6,810	7	6,863	2	1,581	23.0%
計	22	15,879	21	14,149	21	84,464	597.0%

※ H21、22年度は、統一実施日及び統一実施日以外に実施した市町があるため、市町の合計数が合わない

3. 1 1 津波対策推進旬間 避難訓練の実施

1 目的

東日本大震災から1年を迎えるに当たり、東海地震等に向けた本県の防災力の一層の向上を図るため、住民参加型の津波避難訓練を実施する。

5月の緊急津波避難訓練をはじめ、総合防災訓練、地域防災訓練など地震発生に伴う津波を想定した訓練を通して、避難時間、避難経路、避難施設などを点検、検証してきた。

3月11日（日）、今年度の訓練の「総仕上げ」として、津波避難訓練を実施し、津波避難における課題とこれまでの取組について検証を行う。

2 実施日等

- ・実施日：平成24年3月11日（日）（統一実施日）10：00～12：00
- ・スローガン：「地震だ！津波だ！すぐ避難！」
- ・訓練参加者：住民及び防災関係機関等
- ・主な訓練関係機関：県、沿岸市町、消防本部、警察、自主防災組織、消防団
漁業協同組合等
- ・訓練場所：沿岸市町の津波危険予想地域（海岸を含む）等

3 訓練内容

- ・避難場所・経路等の検証（特に新たに指定された津波避難ビル等への避難）
 - ・津波避難台帳等による安否確認 など
- ※ 訓練等を通じて、地震の揺れの直後に津波が襲来する東海地震の特性について周知を図る。

4 津波対策推進旬間

3月11日の前後10日間を「津波対策推進旬間」とし、津波に対する正しい知識の啓発を行うとともに、住民自身が津波避難における課題とこれまでの取組について検証を行う。

- ・実施期間：平成24年3月6日（火）～3月15日（木）

5 訓練参加者見込数

約7万人